

田辺市健康づくり推進協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は田辺市健康づくり推進協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、10人とし、先着順に受け付けるものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、その定員を増員することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険と認められる器物又は薬品等を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語又は談笑等により会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、タスキ、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(会長の指示)

第7条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長は、これを制し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。